

石川県保険医協会 発行

2022年度
点数改定版

定 価 13,000円

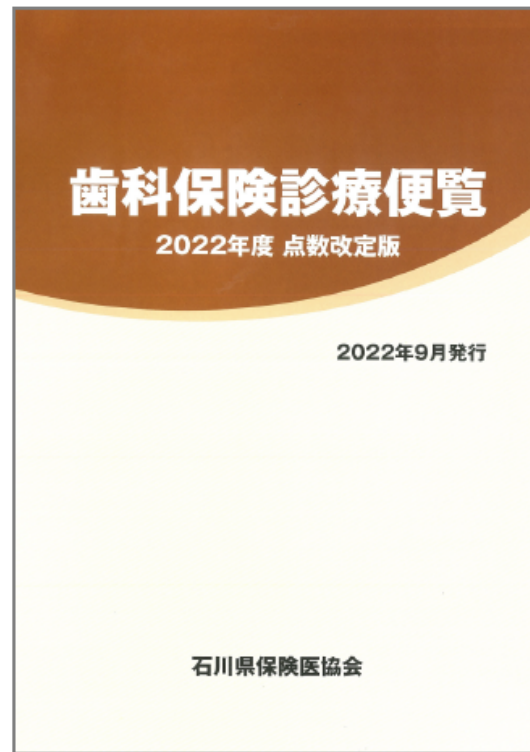
会員価格 8,000円

(いずれも税・送料込)

※各都道府県の保険医協会・医会の会員も
会員価格でご購入いただけます。

2022年9月2日発行

A4判/458頁 オールカラー



切り取り線

< 目次 >

凡例
発刊にあたって
序 診療報酬関連法規等の体系と本書の構成
本書の編集上の工夫
診療報酬関連法規の体系
第1編 歯科診療報酬点数表
点数表全体に係る通則
第1章 基本診療料(初・再診料)
第2章 特掲診療料(医学管理等、在宅医療、検査、画像診断、
投薬、リハビリテーション、処置、手術、

麻酔、歯冠修復及び欠損補綴)
第2編 診療報酬に関する規定
第1部 基本診療料、特掲診療料の施設基準(通則)
第2部 医療保険と介護保険の給付調整
第3部 診療報酬請求書、診療録等の記載要領等
第4部 保険医療機関及び保険医療費担当規則
第5部 診療に関する基本的な考え方等
索引

2021年に発刊した『歯科介護報酬便覧-居宅療養管理指導と指定基準(2021年度 介護報酬改定版)』
とのセット購入の場合、『歯科介護報酬便覧』(定価3,000円、会員価格2,000円)を会員特別価格1,500
円にてご購入いただけます。ぜひ合わせてお買い求めください。



« 本書の特徴 »

- ① 点数表告示・通知に加えて、点数表解釈にあたって必要となる多数の厚労省告示・通知等(「別に厚生労働大臣が定める」施設基準や材料価格基準等の点数表関連告示・通知、厚労省から出されたQ&A、レセプトの記載要領を網羅)を、囲み罫や色分けを駆使して、各点数項目ごとにまとめて掲載し利便性を高める
- ② 告示・通知ごとにオリジナルの見出しを掲載
- ③ 必要に応じて医科準用点数告示・通知を掲載
- ④ 点数表本文中に別の法令についての言及がある場合、必要に応じてその法令を「参照条文」として掲載し、参照ページを随時示すなどの工夫
- ⑤ 点数表以外にも、療養担当規則とその関連告示・通知、介護保険との給付調整等を網羅
- ⑥ 2022年診療報酬改定で変更された部分に解説とアンダーラインを付して、どこが改定されたか一目でわかる
- ⑦ 2022年診療報酬改定後の規定をすべて盛り込んでいる。また、改定に関わる訂正通知、疑義解釈資料は、2022年8月4日発出分まで網羅
- ⑧ 本改定版より、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会が公表している「審査情報提供事例」についても、点数項目ごとに整理して掲載。算定に係る参考資料としてご活用いただきたい。
- ⑨ レセプト記載要領の変更により、2020年10月診療分から適用となるレセプト電算処理システム用コードについて、点数項目ごとに整理
- ⑩ 歯科用貴金属随時改定等については、随時「追補版」を発行するなど、発行後のアフターフォローも充実
- ⑪ 前版まで掲載していた「介護報酬単位数表と介護報酬に関する規定」については、2021年度介護報酬改定から独立した『歯科介護報酬便覧』として発行している。最新版『歯科介護報酬便覧-2021年度介護報酬改定版』(2021.8.25発行)のご購入については、本書とセット購入で特別割引あり(詳細は「注文書」欄参照)

注文書

『歯科保険診療便覧 2022年度 点数改定版』

必要事項を記入し、FAXを送信してください ⇒ FAX : 076-231-5156 (石川県保険医協会宛)

① 保険医協会・医会の会員ですか?	<input type="checkbox"/> 会員である ⇒ 下に協会・医会名をご記入ください <input type="checkbox"/> 保険医協会・医会 <input type="checkbox"/> 会員ではない
② 注文冊数	冊 <input type="text"/> 『歯科介護報酬便覧2021年度介護報酬改定版』希望数(セット価格)冊 <input type="text"/>
③ 医療機関・団体名	<input type="text"/>
④ 注文者名	<input type="text"/>
⑤ 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/>
⑥ 電話番号	<input type="text"/> <input type="text"/>

石川県保険医協会

〒920-0853 石川県金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル7階
電話076-222-5373 Email ishikawa-hok@doc-net.or.jp

本書の編集上の工夫

本書の編集上の工夫 (以下は第1編の参考例)

※ 説明の都合で、実際の本文と異なる部分もある。

第1部 初・再診料 <通則>

● 算定の原則

通則

1 健康保険法第63条第1項第1号及び高齢者医療確保法第64条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節(編注:初診料)又は第2節(編注:再診料)の各区分の所定点数により算定する。

○ 「週」単位、「月」単位の定義

6 算定回数が「週」単位又は「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、それぞれ日曜日から土曜日までの1週間又は月の初日から月の末日までの1か月を単位として算定する。

第1節 初診料

◎ 2022年診療報酬改定による主な変更点

- 1 歯科初診料の引上げ(注1未届の点数は据え置き)
- 2 注1の施設基準の改定(院内感染防止対策に係る研修内容に新興感染症への対策を追加)

A000 初診料

- 1 歯科初診料 264点
- 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 288点

注1 1については、歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準(編注:基本診療料の施設基準等告示第三・八の三)に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、初診を行った場合に算定する。

○ 算定の原則

(1) 初診料は、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る体制等を整備しているものとして、地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、特に初診料が算定できない旨の規定がある場合を除き、患者の傷病について歯科医学的に初診といわれる診療行為があった場合に算定する。

● 歯科初診料注1の院内感染防止対策の施設基準

第三 初・再診料の施設基準等

八の三 歯科点数表第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料の注1に規定する施設基準

(1) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。

○ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

(4) 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること。

◎ 疑義解釈(令和2年3月31日事務連絡)

(歯科・問4) 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修について、どのような内容の研修を実施すべきか。

(答) 院内感染防止対策については、標準予防策、医療機器の洗浄・消毒・滅菌、感染性廃棄物の処理等が考えられるが、各保険医療機関の実情に応じて、実施されたい。

告示の通則、注には、適宜見出しを付した。(見出しは原則として編集サイドで付した。見出しには●を付した。)

点数表各部の通則は、罫線で囲んで(黄色)で表示した。

点数表の他の項目を参照している場合や用語の解説が必要な場合は、適宜、(編注)を加え、必要に応じて参照ページを付した。編注、参照ページを掲げた部分は(赤色)で示した。

解釈通知は、その関連する告示の直下においた。また、適宜見出しを付した。(見出しは原則として編集サイドで付した。見出しには○を付し、(黄色)で表示した)

各点数の冒頭に、「2022年診療報酬改定による主な変更点」をおいた。全体に(灰色)の網かけを付している。

告示の通則以外の点数本体部分は、罫線で囲んで(緑色)で表示した。

「別に厚生労働大臣が定める告示」等を参照している場合は、適宜、参照ページを付した。参照ページを掲げた項目は(青色)で示した。

2022年4月改定で変更のあった箇所については、アンダーラインを付した。

解釈通知は、その関連する告示の直下においた。また、適宜見出しを付した。(見出しは原則として編集サイドで付した。見出しには○を付し、(緑色)で表示した)

別告示で定められた施設基準については、罫線で囲んで(青色)で表示した。

施設基準に係る解釈通知は、その関連する告示の直下においた。通知の見出しには○を付し、(青色)で表示した。

厚労省から出された疑義解釈に係る事務連絡通知については、適宜、関連項目の直下においた。見出しには(紫色)を付し、本文は(緑色)で示した。また、全体に(灰色)の網かけを付している。

○ 届出に関する事項

(1) 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準に係る届出は、別添7の様式2の6(編注:P.355)を用いること。

● 時間外、休日、深夜加算・乳幼児時間外、乳幼児休日、乳幼児深夜加算

(16) 「注7」及び「注8」の医科と共通の項目は、**医科点数表の第1章第1部第1節区分番号A000に掲げる初診料(編注:参照通知あり)**の例により算定する。

◎ 参照通知: 医科点数表の第1章第1部第1節区分番号A000に掲げる初診料

(18) 時間外加算

ア 各都道府県における医療機関の診療時間の実態、患者の受診上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日の場合は、午前8時前と正午以降)及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日とする保険医療機関における当該休診日とする。

◎ 明細書記載要領

(23) 在宅医療について

(工) 歯科訪問診療移行加算は、加算点数及び回数を記載する。(項番37)

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科)

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	
37	C000	歯科訪問診療料 注15 歯科訪問診療移行加算	当該保険医療機関の外来を最後に受診した年月日を記載すること。	
			<table border="1"> <tr> <th>レセプト電算処理システム用コード</th> <th>左記コードによるレセプト表示文言</th> </tr> <tr> <td>850100315</td> <td>歯科訪問診療移行加算外来最後受診年月日;(元号)yy"年"mm"月"dd"日"</td> </tr> </table>	レセプト電算処理システム用コード
レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言			
850100315	歯科訪問診療移行加算外来最後受診年月日;(元号)yy"年"mm"月"dd"日"			

別表IV 診療行為名称等の略号一覧(歯科)

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
62	C000	歯科訪問診療に係る歯科訪問診療移行加算を算定した場合	訪移行	全体「その他」欄

● 支台築造の特定保険医療材料

M002 支台築造

2 直接法

イ ファイバーポストを用いた場合

(1) 大白歯 27点

(2) 小白歯・前歯 15点

○ ファイバーポスト(留意事項通知(使用歯科材料))

(13) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を68%以上含有する合釘をいうものであること。

◎ 審査情報提供事例(支払基金・国保連公表)

1 原則として、冠タツリ再装着時に支台築造を再製作する場合に「M002 支台築造 2 直接法」の算定を認める。(支払基金:平成30年2月26日、令和3年9月27日更新)

施設基準に係る届出様式は、第2編第1部施設基準の項の末尾に一括して掲載している。

告示や通知の本文中に他の法令や通知を参照している場合には、(赤色)で**参照条文あり**や**参照通知あり**と表示し、その直下に参照条文を掲載した。参照条文の見出しは(赤色)で表示した。また、全体に(灰色)の網かけを付している。

明細書記載要領については、関連する点数項目の直下においた。見出しには(青色)を付し、本文は、(紫色)で示した。また、全体に(灰色)の網かけを付している。摘要欄への記載事項とシステム用コードを規定した「別表I」と略号を規定した「別表IV」も、点数項目ごとに掲載している。

別告示、通知で定められた特定保険医療材料については、罫線で囲んで(青色)で表示した。

特定保険医療材料に係る留意事項通知は、その関連する告示、通知の直下においた。通知の見出しには○を付し、(青色)で表示した。

各点数末尾(明細書記載要領の前)に、支払基金・国保連が公表した「審査情報提供事例」をおいた。全体に(灰色)の網かけを付している。

第2編以後も、原則として第1編の編集方針を踏襲している。告示(あるいは省令)は罫線で囲んで(緑色)(あるいは(黄色)で表示し、その直下に、別告示を(青色)で掲載し、関連する通知については適宜見出しを付けた上で掲載している。